

公共料金の減免について【第6弾】

村では、物価高騰による影響から村民生活や経済活動を支援するため村簡易水道使用料と村設置合併処理浄化槽使用料について、6回目の減免を行います。

今後も今回同様の事態になった場合、使用料減免等の措置を検討していきますので、単独槽や汲み取り式便槽から合併処理浄化槽への転換をご検討いただければ幸いです。

槻川を清浄な状態に保ち、今の子どもたちへの将来へ繋がる贈り物にするため、ご理解とご協力をお願いいたします。

減免内容は下記のとおりで、今回の減免措置についても前回同様にお申込手続きは不要です。

項目	対象者	減免期間	減免内容
村簡易水道使用料	すべての申込者のうち減免期間に使用している方 (村の公共施設は除外)	4月～9月分 (6か月間)	基本料金とメーカー使用料を免除
村設置合併処理浄化槽使用料		4月～7月分 (4か月間)	使用料の半額を免除

【減免の例】

水道使用料の減免の例	メーター口径	メーター使用料	基本料金	小計	消費税等	1か月あたりの減免額	2か月あたりの減免額
	13mm	80円	1,400円	1,480円	148円	1,628円	3,256円
	20mm	140円		1,540円	154円	1,694円	3,388円
	25mm	150円		1,550円	155円	1,705円	3,410円
	30mm	250円		1,650円	165円	1,815円	3,630円
	40mm	400円		1,800円	180円	1,980円	3,960円
	50mm	800円		2,200円	220円	2,420円	4,840円
浄化槽使用料の減免の例	人槽			1か月の使用料 (税込み)		1か月あたりの減免額	2か月あたりの減免額
	10人槽以下の場合			2,600円		1,300円	2,600円

【減免のスケジュール】

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
水道使用料	← 減免期間 →						口座振替
		口座振替	口座振替	口座振替	口座振替		
浄化槽使用料	← 減免期間 →					口座振替	
			口座振替		口座振替		

※水道使用料は1か月単位で毎月支払いです。(4月使用分を5月末、5月使用分を6月末に口座振替) 浄化槽使用料は2か月単位で偶数月支払いです。(4月・5月使用分を6月末に口座振替)

● 問合せ 建設課 ☎ 82-1222